

令和4年第1回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年1月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (16名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員 (3名)

7番 森 武雄	9番 西村 功	13番 木下 豊
---------	---------	----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積計画の策定について (貸借)
議案第3号	農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)
議案第4号	農用地利用集積計画の策定について (売買)
議案第5号	土地改良事業の非農用地区域の設定について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 18 番 (滝沢)

議事録署名人 1 番 (村上)

開 会 令和4年1月25日 午後3時00分

局 長 (野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第1回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

年が明けまして令和4年となり、第1回の農業委員会となりました。今年もよろしくをお願いいたします。

去年は、御存じのようにコロナ、また夏の長雨等でかなり農業については打撃を受けました。今年はよい年になってほしいなと思いましたが、年が明けてみましたらまたコロナが優勢となりまして、先ほどのニュースですと長野県も蔓延防止等重点措置が適用されるということが政府の分科会で認められたということです。

また、トンガのほうでは海底火山が爆発しまして、その噴出物が成層圏まで届いたというようなニュースも出ております。

また、ウクライナのほうでもかなり危険ということです。

このように世界はいろいろと動いております。

今年もまた農業に対してはかなりのいろんな厳しい状況が出てくるんじゃないかと思っております。そこら辺を念頭に置きながら、また皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

先ほども言いましたように蔓延防止等重点措置が決定されましたので、この会もできるだけ速やかに進めたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

局 長 (野村 隆二君)

それでは、続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、18番 滝沢久美子委員、お願いいたします。

18番 (滝沢 久美子君)

こんにちは。(一同「こんにちは」)

年の初めに何か気の利いたことをと思ったんですけど、何も浮かびませんでしたので自分のことを少しお話ししたいと思っております。

私は、今、東伊那のイチゴ園で通年働かせていただいているんですが、間の夏場にうちで作っているブルーベリーの収穫、販売をしています。

ブルーベリーですけど、35年ぐらい前に養蚕をやめて空いた桑畑に義理の

父が植えました。昔の種類ですので、挿し木をしたらすごくいっぱい増えました。土地改をした畑に植えたら、これがまた順調に育ちましてすごく大きな木になったんですけど、当時は販売するところがほとんどなくて価格もすごく安かったのも、おじいさんともう切ろうと言っていたら、千葉大の先生が来て、何か目にいいフルーツなんだからと、もったいないでそのまま置いておけと言われてたそうです。その言葉どおり目にいいフルーツということで 20 年ほど前から価格が安定してきて、今の生産体制に入っています。

ただ、鳥との戦いですし、細かいフルーツですので目にいいと言いながら選別するとき私はとても目が疲れます。ですので、どれくらいできるか分からないんですけども、母親に働けることはとてもありがたいことだと言われ続けておりますので、もうちょっと頑張って、せつかくあるものですので体の続く限り守っていきたいと思っています。

簡単ですが、以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、今日は協議会から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

総会は一旦休憩といたします。

午後 3 時 07 分 休憩

午後 4 時 23 分 再開

会 長 （氣賀澤 道雄君）

総会を再開いたします。

これより令和 4 年 1 月 4 日付、告示第 1 号をもって招集した令和 4 年第 1 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 16 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

7 番 森武雄委員、9 番 西村功委員、13 番 木下豊委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 18 番 滝沢久美子委員、1 番 村上英登委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

主 査

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、 の南東1筆238㎡になります。

地図上の申請地北側の さんと表示のある住宅等につきましては、今回の譲受人である さんが既に取得しておりまして、こちらの住宅敷地を拡張する計画となっております。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は購入した住宅敷地と一体的に使用するため当地を取得したい、譲渡人は耕作しておらず譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに 、 ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

中割区、 の南2筆419㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、併用住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在市外に借家住まいであるが実家のある駒ヶ根市において 住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいと考えており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては3ページの左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの東1筆 228 m²になります。

地図上の申請地東側に「自宅」と表示させていただきました箇所が今回の譲受人の方の御自宅となりまして、自宅敷地を拡張する計画となっております。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、駐車場となっております。

理由でございますが、譲受人は自宅の敷地に来客用の駐車場を設けるスペースがないことから駐車場として使用するため当地を取得したい、譲渡人は市外に居住しており自身で申請地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては3ページの右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの南1筆 1,064 m²になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在親と同居しており、手狭なことから住宅の新築を計画し当地を取得したい、譲渡人は市外に居住しており遠方で耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上4件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、1月11日に現地を確認しました。

現地は譲渡人が自宅を造ったときから自宅の庭として使用していたということですが、そのときに農振除外とか農地法の手続をしていなくて、そのまま売られることになったということで、譲渡人のほうからは今後はちゃんとやり

まずという約束の書類をいただいていますので、申請は適当判断いたします。
以上です。

25番 (米山 茂寿君)

2番目のほうですが、譲受人の■■■さんは、今現在、■■■のアパートに住んでおります。

生まれが駒ヶ根ということで、■■■のほうから出た方です。

それで、■■■の仕事をしていて、いずれは独立してということを考えて生まれた駒ヶ根のほうに住居を構えたいということでもありますので、特に問題等はないと思います。

以上です。

22番 (大沼 昌弘君)

3番です。

先だって宮下委員と2人で現地を確認させていただきました。

境界、くい、敷地内のところとみんな確認しまして、これならば問題なくいいでしょうということで、この場を住宅敷地にしても問題ないと思ひまして帰ってきました。

以上です。

18番 (滝沢 久美子君)

4番です。

村上委員と現地を確認させていただきました。

譲受人の方がこちらに家を建てて地域の方とも交流していくということで、別段問題ないと思われます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (吉瀬 久司君)

ちょっと4番についてお尋ねします。

この土地の右側の■■■さんの家との間に田んぼがあと2枚ありまして、今の申請されているところから2枚目の田んぼに移るにはここを入れていかないと入れないことになっているんですけど、そういうものは確保されているっていいことですか。

18番 (滝沢 久美子君)

はい。小池さんのほうのところに通路を設けるということです。田んぼへの出入口はきちんと確保するそうです。

- 16番 (吉瀬 久司君)
では、これを分筆されるということですね。
- 18番 (滝沢 久美子君)
はい、そうです。
- 1番 (村上 英登君)
分筆して通路を造るということです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第1号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第2号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主査 (小林 かおる君)
議案書4ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和4年1月31日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが1万5,963㎡でございます。
貸手が6、借手が6です。
(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、5ページから6ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。
以上、御審議をお願いいたします。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
質疑、意見に入る前に御確認いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
〔各自黙読〕
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

- 15番 (倉田 益式君)
ちょっと確認なのですが、5ページの中に借受者情報ということで■■■■
さんの名前が出てきているんですが、正式に農業者ということで認定されたの
かどうかお聞きします。
- 主 査 (小林 かおる君)
■■■■さんにつきましては、今までは■■■■のほうに農地を借りて農業をされ
ていたということで、駒ヶ根市にお住まいの方ですので駒ヶ根市のほうでも農
地を借りて農業をしていきたいということで、今回、利用権設定の計画が出さ
れました。
- 15番 (倉田 益式君)
農業者という形になったんですか。
- 主 査 (小林かおる君)
農業をやっていききたいということで承っております。
- 15番 (倉田 益式君)
すみません。農業者として認められているかどうかという質問なんです。農
業者という条件を満たしたのかどうかです。満たしていなくても農業者として
認めるということですか。
- 主 査 (小林 かおる君)
条件は満たしているということです。
- 15番 (倉田 益式君)
分かりました。
ありがとうございました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農用地利用集積計画の策定に
ついて(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第3号の審議に入る前に申し上げます。
農業員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により24番
小原正隆推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができ
ませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
[24番 小原正隆君 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、
議案第 3 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)
それでは議案書 7 ページを御覧ください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提
案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日は令和 4 年 1 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 5 万 6, 126 ㎡、畑 3, 245 ㎡、10 年が田
5 万 210 ㎡、畑 709 ㎡、合計で 11 万 290 ㎡でございます。
貸手が 34、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
8 ページから 12 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。
34 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 62 筆と貸し付けるという
こととなっております。
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
13 ページから 18 ページまでは利用配分計画の明細となっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記
載の内容で貸付予定でございます。
19 ページから 21 ページは貸借の一覧表ですので、御確認をお願いします。
以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
質問、意見に入る前に各委員のほうで確認をお願いいたします。
〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 3 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農用地利用集積計画の策定に
ついて（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたし

ました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔24 番 小原正隆君 入場・復席〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ここで議案第 4 号の審議に入る前に申し上げます。

農業員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 22 番大沼昌弘推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔22 番 大沼昌弘君 退場〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長

(大野 秀悟君)

それでは議案書 22 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について (売買) を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、1 月 12 日 13 日 24 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和 4 年 1 月 31 日付で、田んぼが 1 万 5,560 m²、合計も 1 万 5,560 m²でございます。

売手が 3、買手が 3 でございます。

23 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

まず 1 番でございますが、長野県農業開発公社から [] さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 4 年 2 月 15 日ということで、対価につきましては 162 万 4,000 円でございます。

取得後の利用目的につきましては田の予定でございます。

売買対象地につきましては 24 ページの議案第 4 号-1 で表示した場所になりますが、[] の南西になります。

続いて 2 番でございますが、長野県農業開発公社から [] さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 4 年 2 月 15 日ということで、対価につきましては 132 万 1,100 円ということでご

会 長 (氣賀澤 道雄君)

お願いします。

23番 (宮澤 秀一君)

2番の■■■■さんの取得でございますが、皆さん御存じのように専業農家ということでありまして、問題ないというふうに思います。

それから、3番の■■■■さんから長野県農業開発公社への譲渡でございますが、■■■■に住んでおりまして、たまにこちらに帰ってくるという状況でありまして、現在も貸し付けて耕作をやっていただいているという状況でございますので、譲渡については問題ないというふうに判断をいたしております。

以上です。

12番 (宮下 修君)

4番です。

■■■■さんの件ですが、現在は息子さん家族と■■■■のほうで暮らしておりまして、■■■■で、■■■■から歩いて2~3分のところに旧自宅があったわけですが、そちらの自宅も売払い、もう30年来、農業も人に任せ切りということでございます。

売り地の横が■■■■田んぼでございますので、これから管理していただく人の耕作状況は危惧しておるところでございますけれども、とうとうこの土地まで売り渡すということでございますので、問題はないというふうに感じております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第4号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔22番 大沼昌弘君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第5号 土地改良事業の非農用地区域の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
26 ページをお開きください。
新宮川岸地区共同施行委員会より依頼のあった土地改良事業の非農用地区域の設定に係る農業委員会の意見について御協議をお願いいたします。
以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
内容については協議会のほうで事務局より説明がありました。
また、協議会において十分意見も出されたと思いますが、まだ御意見等がありましたらお願いいたします。

20番 (菅沼 佳彦君)
いろんな意見があるということは分かるんですけども、農業委員会は事業計画に対して意見するという立場なのかなあというのはちょっと疑問があります。土地の利用についてのことでのやり取りだったらいいんですけども、事業計画までの協議をやるのが農業委員会なのかなということには疑問があります。そこまでやらなくてもいいんじゃないかなと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
この件につきましては、先ほどの休み時間のときに局長のほうとも話をしまして、一応その点を踏まえた形で意見をまとめようと思っております。
これについて事務局のほうから農業委員会としての立場について御説明いただければありがたいと思います。

局 長 (野村 隆二君)
こちらの流れの関連については、まず今回のこれからの手続について説明させていただきます。
ここで意見書をもらうという形の中で、その後、また来月も御意見をいただきたいんですが、土地改良全体の区画変更とかをするので、今度はまた残りの7町歩の土地改良事業の関係についても御意見をいただくことになるかと思えます。
今回の非農用地の部分については、今後は県のほうに移されまして審議をいただくという形になります。県のほうでは、この施設計画に対して特に面積が過大かどうか、やっぱり農地は守るべきところでございますので、面積が過大であればもう少し落とすべきだとかいうような形になります。基本的には農振計画との整合性を取りながら、今回御意見をいただくということであれば面積が過大だぞとか、そういうような意見を頂戴する部分もあるかと思えます。
協議会の中では施設の経営計画だとかいう意見が出されたところもあるんですけども、今回は施行委員会から農業委員会に依頼してきたところでございますので、経営計画云々っていうのは市議会、市民っていう形の立場の中で

やっていくべきなので、農業委員会としては面積の妥当性という部分の御意見をいただければというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

認可が下りましたら農地転用に入るんですが、先ほども農地転用っていう話になりましたけれども、今回は防災倉庫が少し入っているので農地転用が必要という形になりますけれども、もしこれがなくて農業施設として市が設置するのであれば、本来であれば農地転用も要らないという形になりますので、そういった意味で意見をいただければと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今の説明につきましてはよろしいですか。

10番 (春日 知也君)

流れの中でお聞きします。

非農用地区域として設定することについての意見ということなんで、なぜ非農用地区域として設定しなくちゃいけないんですかということは当然私たちが農業委員として考える基礎、基本のところだと思います。そのところについてあなたたちは考えなくていいんですよと言われちゃうと、それはちょっと違うでしょうと思います。

俺たちは、そこも考えた上で、じゃあ施設に使う面積がこれだけ必要なんですかと、それを判断するのが仕事だと思っておりますので、そういう意見を出すべきだと思います。ですから、適切な事業なんですかということをお教えくださいとさっきから申し上げているんです。

誰が出すか、市が出すから正しいのであれば駒ヶ根市の公共事業を再編しなくちゃいけないなんていうことになっていないんです。ふるさとの丘だってそうだし、菅の台の駒ヶ根ファームスだって、結局は何とか頑張って指定管理者を見つけて指定管理者に押し付けるような格好かもしれないけれども、指定管理者を何とか見つけてしのいでいるところじゃないですか。だから、市が出そうが誰が出そうが、事業計画がちゃんと成り立つのかということを知った上で適正ですねという意見を出すのが仕事だと思っております。

だから、この段階での意見書とするべきは、事業そのものがちゃんと一致していますよということをきちっと農業委員会に見せてくださいっていうのが意見だと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに質問、御意見ございませんか。

23番 (宮澤 秀一君)

最初の説明があまりなかったと思うんです。

資料の 2 ページの参考 1 に調整措置についての説明を事務局のほうで載せていただいているんですが、この中には「当該事業計画（中略）を作成するに当たっては、当該事業計画と市町村整備計画とが調和が保たれたものとなるよう、あらかじめ市町村長と十分協議するとともに」とあります。

今までは何となく、事務局長さんのお話の中では、総体的な流れの中では既に市町村長とは十分協議がされて、市も含めての整備計画の考え方も併せてこれは進めていこうという協議が済んでいるという理解をしていいのではないかとということで、併せてこれについて農業委員会に意見を求めているというふうに考えておるんです。

そこで、1つちょっと教えてもらいたいんですが、「次に掲げる場合に該当するときを除き、」の（ア）と（イ）、したがって、「場合を除き」ですので、今回のケースは（ア）と（イ）以外のケースということだと思っんですが、それをちょっとだけ教えてもらいたいと思います。

局 長 （野村 隆二君）

ちょっと全体図面がないので申し訳ないんですけども、図面のところでききますとカラー刷りのところが非農用地区域なんです。

先ほど説明しましたように全体が 8.1ha の土地改良施行であるということで、そのうち 7,200 m²を除いたものについては土地改良事業ということでやるんです。

非農用地については、不換地処分という形の中で土地改良事業ではない——もし JR 東海の支援がなければ自前で施設整備をするという形になっていきますので、そのところを 7,000 m²の農地が宅地換地される、宅地になるという形でございますので、そういうことで農業委員会の意見を聞くという形になります。

23番 （宮澤 秀一君）

分かりました。

そうすると、要するにこの事業については全面的に市の事業としてやっていきますよという理解でよろしいとすれば、私個人として意見はないです。

局 長 （野村 隆二君）

今 5 次総をつくっていますけれども、基本的にはその中の重点プロジェクトの竜東振興という中に入れていくという形になります。

また、経営計画という形になりますけれども、市が設置して、運営していくのは地元なり新たに指定管理をしていくことになります。

この施設については直売所とかの営利部門と交流拠点としての非営利部門がありますけれども、営利部門につきましては地元から負担金をいただきながらやっていくという形です。設置だけは市がやりますけれども、あとの営利部

門については地元から負担金をいただくというような形でやっていくとことです。

よろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ちょっと今のところでよろしいでしょうか。

「当該事業計画の内容が次に掲げる場合に該当するときに除き、」とあり「(ア) 非農用地区域を農用地以外の土地に定める場合」となっています。これは、今回は、要するに不換地にするので地区外だっていうことですよ。

局 長 (野村 隆二君)

そうです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

17番 (中嶋 隆君)

似たような質問です。

これは、ここに書いてある市町村営事業という扱いですか。

局 長 (野村隆二君)

独自です。

要は、地元地権者会が事業主体になってやるものということです。

17番 (中嶋 隆君)

ということは、上の1行目の「(以下「団体営事業の申請者」という。)」と書いてあるものということですか。

局 長 (野村 隆二君)

はい、そうです。

17番 (中嶋 隆君)

それだとさっき説明されたいろいろおまけみたいにいっぱい言ったやつは関係なくなつての話なんですね。

ということは、今は存在しないものが経営母体になるという意味でいいんですか。

局 長 (野村 隆二君)

実際に施設を運営する者ですか。

17番 (中嶋 隆君)

そうです。

局 長 (野村 隆二君)

はい、そうです。

17番 (中嶋 隆君)

団体営事業の申請者っていうものが今は存在しない……

局 長 (野村 隆二君)
ああ、それは施行委員会です。

17番 (中嶋 隆君)
存在しませんよね。

局 長 (野村 隆二君)
それが地元地権者会という形で今上がってきているものです。

17番 (中嶋 隆君)
どちらかという市が指導してやるような感じなんですか。

局 長 (野村 隆二君)
基本的には独自でやるということです。地権者会が独自で何の補助も受けずにやるという形です。

17番 (中嶋 隆君)
地権者会がやるんですか。

局 長 (野村 隆二君)
はい。
多分普通は皆さん県営事業で土地改とかをやっていると思います。

23番 (宮澤 秀一君)
要するに、不換地部分と農地を整備する土地改良事業の部分を一緒くたにしたような説明になっている。
今の計画にある直売所にしたいという部分は、全体の面積の中で不換地部分として市が取得してやる。農地で整備する部分については、委員会でやりますと、要は不換地処分にしますと、したがって、市は不換地部分にこういう事業をしましょうと、その話が合体しないと県へ持っていけないということですね。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ちょっと時間が長くなっていますので、ここで10分ぐらい休憩を取らせていただきたいと思います。それで進めたいと思いますので、よろしく願います。
午後5時24分 休憩
午後5時43分 再開

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは再開したいと思います。
時間も大分迫ってまいりましたので進めたいと思います。
まず、今回の議案なんですけれども、これは新宮川岸地区共同施行委員会から農業委員会会長の私宛てに出されたものであります。
それで、施行委員会、つまり事業の主体が非農用地として活用していきたい

ということです。

局長が説明していますけれども、主体は施行委員会であり、施行委員会のほうでこのようにしたいので農業委員会の理解していただきたいということ、まずそれが趣旨であるということです。

それを踏まえまして、二十何軒の方たちは我々としてはこういうことをやっていきたいのだという意志でもって農業委員会に上がってきております。

議論がいろいろあり、有意義な意見で、どれも間違っはおりませんけれども、施行委員会に対して農業委員会としての答えを出さなきゃいけないので、まずは、この内容については案として異議なしと認めます。ただ、この会においていろんな経営計画の問題や継続性があるのかどうかという意見が出たということ踏まえて、その状況については農業委員会に対して年に2回ぐらい説明をしていただきたいという旨を意見として記載して、それを決としたいと思いますが、いかがですか。

〔「いいと思います」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

先ほども言いましたように、市が行いたいんじゃなくて施行委員会が行いたいという強い意志の下で出されていると理解しまして、先ほどいろんな懸念がありましたので、それについては年に2回ほど農業委員会で説明してもらう機会を設けて進めていくというような形で答えを出したいと思いますが、よろしいですか。

17番 (中嶋 隆君)

施行委員会が主体であるとしたら、本来であればそこが説明に来るのが筋だと思んですが、市が説明しているから市の事業のように見えて、今、会長が言われたように施行委員会がやりたいっていうのであれば、本来であればそこが来てやりたいんですって言ってくれればああいいですよって言えるんですけど、どうも後ろに市の影がちらちらして、そこがちょっと変だなあと思うんです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

休憩中にそんな話もしました。ちょっとあやふやになっちゃっているんで…

…

17番 (中嶋 隆君)

できれば、やっぱりここに来ていただければ我々の意見をじかに伝えることもできると思えます。もう一回そういう機会を設けてもらおうと納得できるかなあとは思っています。

- 14番 (上田 佳子君)
 農業委員の仕事として優良農地を守るっていうのがあると思うんです。あそこ
 この平らで広い面積の農地を地域の皆さんで協力してそういう方向に持って
 いこうっていうことで今は話が進んでいると思うんですけれども、私たちとし
 ては、農地を農地じゃなくしてまであそこを活性化できるように利用したいん
 だということについて地域のみんなで協力して黒字経営で問題なく経営して
 いけるように頑張っていく気持ちでいるんだっていうところが聞ければ、じゃ
 あ、優良なたくさん作れる平らな農地だけでも、そういうふうに農地を活用
 していくのもいいんじゃないかっていうふうに結論が出ると思うんです。
- いろいろ細かい話よりも、やっぱりその前に地域のみんなでそういうふうに
 決めてそういう気持ちで頑張っているっていうところを確認できればいいん
 じゃないかなと私は思います。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 今の御意見についてどうですか。
- 16番 (吉瀬 久司君)
 今の上田委員の言われたのはもっともではあるんですが、この話は、かっぱ
 運営委員会だとか竜東云々っていう中で十分地元で議論されてきて、その熱意
 が市に伝わっていったと思う。それで、市はそのことを受けたと理解すれば、
 もうわざわざ来てもらわなくてもいいんじゃないかっていうふうに私は思っ
 ます。
- 来てもらって確認は大事なんですけれども、これは既に市の受付の段階でも
 う完了しているんじゃないかと私は理解しています。
- 21番 (白川 眞武君)
 今 10 月に話があったときの資料を見ているんですけれども、スケジュール
 ってあるじゃないですか、そこのところをやっていないから今話がおかしく
 なっているんじゃないかなと思うんです。
- 10 月に共同施行委員会と J R 東海と市の 3 者による覚書締結ってあります
 よね。これはもう行われたんですか。
- 局 長 (野村 隆二君)
 はい。
- 21番 (白川 眞武君)
 行われたんですよね。
 じゃあ覚書の内容っていうのはどういうものですか。
- 局 長 (野村 隆二君)
 覚書については、埋めるについて同意するっていう形です。
 要は、埋める事業をするっていう形で、非農用地の関係については権利と

いったこともやるということです。

あとは、土が安全でなければいけないので、そこら辺の検査をするとか、そういう関係の覚書で、議会には提示させていただいたものです。

21番 (白川 眞武君)

それはもう締結したわけですよ。

局長 (野村 隆二君)

はい。

21番 (白川 眞武君)

それで、11月から県所有地、飛び地の測量等……

局長 (野村 隆二君)

それは今やっております。

21番 (白川 眞武君)

やっているわけですね。

それで、2月が許可申請書の提出……

局長 (野村 隆二君)

そうですね。それが来月ですので、土地改良事業の関係を受けて、2月下旬にもう一回、今度は本体のほうの申請を出すので、今のこの意見書がないとそれが出せないという形なので1か月ずれてしまうという形です。

21番 (白川 眞武君)

それで、今後だと3月にはJRと市による協定書の締結……

局長 (野村 隆二君)

それは飛び地の部分ですので、それはそんなに急ぐことはないと思います。

21番 (白川 眞武君)

じゃあ、もうありきの話なんですね。

もういつも我々が毎月やっているように土地家屋調査士が書類を持ってきてお願いしますって言う、そういう話とほぼ似たような状況なんですね。

局長 (野村 隆二君)

それは、前段の中で10月に説明させていただいて、これに備えてということとで説明させていただいたということです。

21番 (白川 眞武君)

だから、その中で土地についてだけ我々は協議すればいいということなんですが、これと上物に関しての話が一緒になっちゃっているんで、そこが皆さん混同しちゃっていると思うんです。

だから、極端な話、じゃあこれを締結しなくて誰が困るのかといたらJRじゃないですか。残土を持っていくところがないんですよ。

局長 (野村 隆二君)

はい。

21番 (白川 眞武君)

だから、お金を出してでもそこを埋めたいよと、そこから始まっている話だ
と思うんです。

だから、ここの農地に関しても、地権者がじゃあここを埋立ててくれてもい
いよっていう話だったら、それはそれで進めていいと僕は思うんです。

でも、上物に関する話がまた後へ引きずっていつちゃうんで、やっぱり話が
こんがらかっちゃって——自分でも今言っているでもよく理解できないんです
けど——この土地をどうするかっていうことと上物のことをそれぞれ独立さ
せて話をしたほうが整理はつくと思うんです。

4番 (北澤 満君)

今、白川さんが言われたとおりだと思います。

ここにある施行委員長の■■■さんがこの場へ来て上物の話をしても話では
できないと思います。この人は埋め土に関しての委員長であって、上物は別で、
余地が出てくるのでこれをこういうふうにさせてくださいというお願いの話
であって、この話が決まった時点で上物については別の建設委員長が出てくる
と思うんです。

ここで説明していただきたいという委員さんがいますけど、■■■さんに
この場へ来て話をしろといっても、まず上物の話はできないと思います。この
人は農地がこういうふうになりましたから何とか県に申請をお願いしたいと
いう話ですので、上物に関してはまた後の話かなと私は思います。

経営がどうのこうのっていう話が出てきておりますけれども、それはこれか
らの話であって、それをどういうふうにするのか、直売所を含めてほかの施設
の運営がどういうふうになるのかっていうところまで協議していくというふ
うになると思います。

この場は農地をどうするかという決議をするんじゃないかなというふうに
私は思っています。

私の意見としては、白川さんも言われているように、私も上物のことまで農
業委員が口を出さなきゃいかんのかなということはちょっと疑問に思うとこ
ろであります。そんなふうに私は思っております。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

ないようですので、じゃあ先ほど意見のあったように施行委員の責任者が来
て説明を受けた上での議決っていうふうにするか、この場で決議するかの決
を採りたいと思います。

施行委員会の責任者が来て説明を受けた後に決議をしたほうがよいと思う方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、この場で決議することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この場で決議することに賛成多数ですので、この場で決議をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第5号 土地改良事業の非農用地区域の設定については、当該事業継続及び意見書に記載されたことに異議のないことを回答いたします。

これで審議を終わります。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和4年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後6時18分